

エコへるす

〇〇●●長野県環境保全研究所ニュース 平成25年(2013年)2月28日発行 ●●〇〇
 安茂里庁舎 〒380-0944 長野市安茂里米村1978 TEL.026-227-0354 FAX.026-224-3415
 飯綱庁舎 〒381-0075 長野市北郷2054-120 TEL.026-239-1031 FAX.026-239-2929
<http://www.pref.nagano.lg.jp/xseikan/khozen/index.htm> Email: kanken@pref.nagano.lg.jp

農産物の残留農薬検査を実施しています

当所では、長野県内に流通している食品の安全性を確保するため、農産物を中心に残留農薬検査を実施しています。平成18年にポジティブリスト制度¹⁾が施行されたのに伴い、検体数および項目数を増やして対応しています。平成19～23年度の5年間に計990検体(輸入492、国内産498)の農産物について残留農薬検査を実施しました(表)。検体の検出率を見ますと、果実類は51%、また野菜類は29%と一見高いように感じられるかもしれませんが、皮ごと検査するように定められている作物が多いので、実際食べている部位に限ればもう少し低いのではないかと思います。

人の健康を損なわないよう、農薬には残留基準という上限値が定められていますが、この5年間で残留基準を超過したのは990検体中2検体でした。基準値を超えた農産物は市場に流通しているものも含めて、回収・廃棄されます。また、検査結果で気になるのは、検出された農薬の人への影響だと思いま

す。そこで、検出された農薬について最大の摂取量を推定し、それぞれADI(許容一日摂取量)²⁾と比較してみますと、最大の農薬でもADIの約50%、多くは1%未満でした。ADIは動物に有害作用が認められなかった無毒性量に安全係数1/100をかけた量なので、この推定摂取量は十分低い量であるといえます。これらから、県内に流通している農産物の残留農薬は、健康上問題のないレベルにあると考えられますが、今後も食品の安全・安心につながるよう、引き続き残留農薬検査を実施していきます。

注)

- 1) 一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度
- 2) 人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に悪影響がでないと考えられる量

(山本明彦 kanken-shokuhin@pref.nagano.lg.jp)

表 農産物の残留農薬検査状況(平成19～23年度)

農産物 分類	検体			項目			基準超過 検体数
	検体数	検出数	検出率 (%)	検査 項目数	検出数	検出率 (%)	
穀類	49	2	4	8,603	2	0.02	0
豆類	16	0	0	2,615	0	0.00	0
果実類	476	241	51	78,403	401	0.51	0
野菜類	445	130	29	74,251	220	0.30	2
ナッツ類	4	0	0	725	0	0.00	0
合計	990	373	38	164,597	623	0.38	2

目次

- ・「農産物の残留農薬検査を実施しています」…………… 1
- ・「化学物質環境実態調査への取り組み」…………… 2
- ・「X線分析法による廃棄物分析」…………… 3
- ・報告「出前講座」・お知らせ「温暖化シンポジウム」…………… 4

